

尼崎市認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領

(目的)

第1条 この要領は、認可外保育施設(以下「施設」という。)において、一定の保育の質が確保されている場合に、市長が、その旨を証する「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」(以下「証明書」という。)を交付するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(この要領の対象施設)

第2条 この要領で対象とする施設は、児童福祉法(以下「法」という。)第59条の2第1項により、市長への届出が義務づけられている施設とする。ただし、事業開始の届出から間もない等により第5条に定める基準の適合の確認が十分に行えない施設を除くものとする。

(立入調査)

第3条 市長は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知)の別紙「認可外保育施設指導監督の指針」(以下「指導監督指針」という。)の第2の3に定める立入調査を定期に実施する。

2 立入調査は、証明書の交付後においても、年1回以上行うことを原則とする。

(改善指導)

第4条 立入調査の結果に基づく改善指導については、指導監督指針の別添「認可外保育施設指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(令和6年3月29日こ成保第218号こども家庭庁成育局長通知)の別紙「認可外保育施設指導監督を満たす旨の証明書交付要領」(以下「交付要領」という。)の「(別表)評価基準」に基づき、文書指導と口頭指導に区分して行うものとする。ただし、口頭指導の事項であっても、以前の立入調査で指摘がなされ、新たな立入調査によっても再度指摘がなされる場合など、児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うこととする。

2 評価の結果、文書指導を行う場合には、概ね45日以内の回答期限を付して文書による報告を求めるものとする。また、口頭指導を行う場合には、文書による報告若しくはこれに準ずる電話・FAX等により、改善状況の確認を行うこととする。

(証明書の交付)

第5条 証明書の交付は、第3条で定める立入調査及び第4条で定める改善指導の結果を踏まえて行うものとし、指導監督基準及び交付要領の「(別表)評価基準」の全項目について適合していることを確認した場合には、証明書を交付するものとする。

2 前項の証明書の交付は、交付要領第2の3の規定に準じ、次の各号の区分ごとに定める様式により行う。

(1) 1日に保育する乳幼児が6人以上の施設に係る証明書(様式1号)

(2) 1日に保育する乳幼児が5人以下の施設に係る証明書(様式2号)

(3) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設であって、複数の保育に従事する者を雇用しているものに係る証明書(様式3号)

(4) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設であって、複数の保育に従事する者を雇用していないものに係る証明書(様式4号)

(有効期間)

第6条 有効期間は、市長が交付した日からとする。

2 証明を行った後において、第3条で定める立入調査又は第4条で定める改善指導に対する改善状況の確認結果を踏まえ、証明書の交付要件を満たさなくなったと認められる場合は、市長は施設の設置者に対して証明書の返還を求めることとする。証明書の有効期間は、その返還を求められたときまでとする。

(禁止事項)

第7条 証明書の交付を受けた施設は、認可外保育施設の広告宣伝等に認可又は公認等、法第35条第4項に規定する認可を受けている児童福祉施設であると誤解を生ぜしめるような表現を用いてはならない。

2 証明書の交付を受けた施設は、その施設の設置者が運営する他の認可外保育施設についても証明書の交付を受けたと誤解を生ぜしめるような表現を用いてはならない。

(情報の公表)

第8条 市長は、利用者への情報提供を行うため、証明書の交付を受けた施設を市のホームページに登載し、公表する。

附則

- 1 この要領は、平成 21 年 6 月 5 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 29 年 6 月 30 日から施行する。
- 3 この要領は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、令和 5 年 3 月 17 日から施行する。
- 5 この要領は、令和 6 年 4 月 11 日から施行する。